

広島県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第二十九号

広島県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

広島県行政手続条例施行規則（平成七年広島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）</p> <p>第二条 条例第十三条第二項第五号に規定する規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）</p> <p>第三条 条例第十五条第四項（条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p>	<p>広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号。以下「条例」という。）第十三条第二項第五号に規定する規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>一・二 （略）</p>

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。